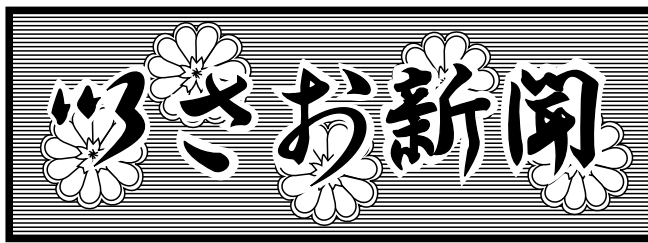


われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。



発行所 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟  
電話代表 086-271-7175  
FAX 086-271-4815  
郵便振替 岡山01230-9-3532  
発行責任者 岸本清美  
編集責任者 豊島始男  
印刷所 西尾総合印刷株式会社  
定価(郵税共) 年額1,200円  
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

# 平成27年度遺族処遇最重要課題 特別弔慰金の継続・増額を求め 全国戦没者遺族代表者会議を開催

## 日本遺族会

日本遺族会は五月二十一日、靖国会館で第四回理事会を開催し、平成二十七年政府予算に対する遺族処遇改善要望事項について審議し、要望事項の最重要課題として来年六月に最終償還を迎える「特別弔慰金の継続・増額実現」を期することを決定した。

また、六月十七日には参議院議員会館講堂に全国戦没者遺族代表百四十人(岡山県から三名)が参集し、「特別弔慰金継続・増額実現」全国戦没者遺族代表者会議を開催。会議終了後、国会陳情を実施した。

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」は、過ぐる大戦において国に殉じられたご英霊に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため支給されるもので、公務扶助手料・遺族年金等の受給者がいない遺族に、定められた支給順位に基づいて支給されている。

第一回目の特別弔慰金は終戦二十周年の昭和四十年に支給され、その後十年毎の節目の年に法律改正が行われて今日まで継続・増額されてきた。現在、終戦六十周年の第八回特別弔慰金(額面四十万円、十年国債)と、特例的な第九回特別弔慰



「特別弔慰金継続・増額実現」全国戦没者遺族代表者会議

尊い命を国に捧げた最後の証であり、主に戦没者の兄弟姉妹、子(遺児)で受給対象者になっている。戦後七十周年における受給対象者は全国で約百三十万人が見込まれ、当然、遺族会会員の多数

が受給対象者となることから、正に遺族会組織の存亡をかけた運動となる。このため、日本遺族会では七月二十三日に東京都内で開催する「日本遺族会女性部結成六十周年の集い」にあわせて国会陳情を実施するほか、来年度政府予算編成期の十月十六日には全国戦没者遺族大会を開催する。

また、岡山県においても全国大会前の十一月十五日に岡山県戦没者遺族代表者大会を開催し、特別弔慰金の継続・増額実現を期することとしているが、県下各遺族会においても、地元選出国会議員諸先生に理解と協力を求める陳情運動をお願いしたい。

なお、平成二十七年政府予算に対する遺族処遇改善要望事項は「二頁「特別弔慰金継続・増額実現」全国戦没者遺族代表者会議における宣言、決議は三頁のとおりである。特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔意の意を表すために終戦二十周年の昭和四十年に制度ができ、以後、終戦三十周年、四十周年、五十周年、六十周年という節目の年に支給されてきた。ついでに、平成二十七年は終戦七十周年を迎えることから、平成二十七年以降も継続し、社会情勢に見合った額に増額されたい。

### 要望事項の大綱

- 一、公務扶助手料・遺族年金等の改善
- 二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続・増額
- 三、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実
- 四、戦没者の遺骨収集帰還事業等の拡充強化
- 五、全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲等の拡大と充実
- 六、海外等に散逸する戦没者遺品の返還等
- 七、国内における民間建立慰霊碑の維持管理等の促進

### 一、公務扶助手料、遺族年金等の改善

尊い命を国家に捧げた戦没者の遺族に対する公務扶助手料等は、他の公的年金とは性格を異にするもので、あくまでも国家補償の理念に基づき改定されるべきである。また、戦没者遺族の今日までの歩みに配慮し、高齢化著しい実情等を考慮され、公務扶助手料等を増額改定されたい。

なお、特例扶助手料等の支給率拡大については、より一層の配慮をお願いしたい。

### 二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続・増額

戦没者等の遺族に對する特別弔慰金は、平成二十七年六月十五日に最終償還を迎える。特別弔慰金は、戦没者等の遺族に對して国として改めて弔意の意を表すために終戦二十周年の昭和四十年に制度ができ、以後、終戦三十周年、四十周年、五十周年、六十周年という節目の年に支給されてきた。ついでに、平成二十七年は終戦七十周年を迎えることから、平成二十七年以降も継続し、社会情勢に見合った額に増額されたい。

三、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実  
戦没者の遺児であれば、誰もが「一度でいいから父親等の戦没地に立たせて欲しい。そして、心ゆくまで慰霊追悼をさせて欲しい」と願っている。

こうした戦没者遺児の長年の念願が認められ、平成三年度から本会が国より補助を受けて実施している事業であり、戦没者遺児への慰藉事業である。

特別弔慰金の継続・増額実現を期することとしているが、県下各遺族会においても、地元選出国会議員諸先生に理解と協力を求める陳情運動をお願いしたい。

なお、平成二十七年政府予算に対する遺族処遇改善要望事項は「二頁「特別弔慰金継続・増額実現」全国戦没者遺族代表者会議における宣言、決議は三頁のとおりである。

については、戦没者遺児と一心同体で歩んできた配偶者も、戦没者遺児に準ずる形で一緒に参加できるようにされたい。更には、参加者の高齢化等を考慮し、付き添い者の参加も認めるなど、事業内容の見直しを含め、より一層の充実を図るようお願いしたい。

また、平成二十二年度はじめて実施した洋上慰霊については、参加遺族から大変好評を得ており、参加出来なかつた遺族からは、今一度実施して欲しいとの要望が多い。については、終戦七十年記念事業として洋上慰霊の実施を強くお願いしたい。

**四、戦没者の遺骨収集帰還事業等の拡充強化**  
(1) 戦後七十年、未だ海外等には多くの遺骨が残置されている。そうした中で、硫黄島においては遺骨収容事業に多額の予算が投入され、大々的に実施されていることに感謝申し上げる。については、南方諸地域についても、硫黄島と同等の取り組みを強くお願いしたい。

また、中断されている地域を早期再開していただきたい。  
(2) 海外の民間建立慰霊碑等整理事業についても、国として引き続き推進していただきたい。  
(3) 内閣総理大臣、厚生労働大臣は、海外の日本政府建立の戦没者慰霊追悼施設に参拝されたい。

**五、全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲等の拡大と充実**  
(1) 終戦七十周年の節目の年にあたり、国費参列の遺族代表者を増員していただきたい。更に、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大していただきたい。  
また、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者については、夫婦での参列要件を緩和されたい。

自由な高齢者については、特段の配慮をされたい。  
**六、海外等に散逸する戦没者遺品の返還等**  
(1) 先の大戦で出征した兵士に対し、武運長久を願って「寄せ書きされた国旗など」、戦没者の遺品は出征兵士と家族を繋ぐ唯一の品であることから、返還の申し出があつた遺品で遺族への返還が可能と思われものについて、可及的速やかに返還されるよう一層の努力をお願いしたい。  
(2) 内外のネットオークションで戦没者の遺品(寄せ書きされた国旗、日記帳、手帳、写真、千人針など)が売買されていることは、戦没者遺族にとつて耐え難いことである。直ちに売買を中止させるよう特段の努力をお願いしたい。

可能となるよう対応されたい。  
**七、国内における民間建立慰霊碑の維持管理等の促進**  
国内における民間建立慰霊碑の維持管理調査に伴い、その結果を踏まえ国として必要な対応をお願いしたい。

**一、特別給付金関係**  
戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和三十八年分より、戦没者の父母等に対する特別給付金は昭和四十二年分より受給し、その償還が終了した時点において継続された特別給付金を請求することとなっているが、遺族の高齢化を考慮して、以前の分と併給されるよう措置されたい。  
**二、特別弔慰金関係**  
(1) 公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるなど制度を改正されたい。  
(2) 戦没者と一年以上の生計関係を有した三親等内親族の受給要件を緩和されたい。(生計関係を受給要件としない)  
(3) 特別弔慰金の請求手続きを簡素化すると共に、裁定事務を促進されたい。

**改善項目**  
(法律改正等をお願いしたい事項)

遺書

陸軍中尉 阿部 司 郎

昭和二十年六月五日  
三重県紀伊長島町熊野灘沖合にて戦死  
神奈川県相模原市上鶴間出身  
二十三歳

天皇陛下萬歳  
皇國永遠の発展を祈り奉る。  
明野戦闘隊、皇軍戦闘隊の発展と各位の御健康を祈る。  
同期生各位の健康と発展を祈り、永き交友を謝す。

両親宛  
平素の御教訓に遵ひ、司郎は喜びて皇國の為に死す。乞ふ安心。  
生存中は直接何等の孝養を盡し得ざりしも、大孝の道に死したるは、御両親様も満足の事と拝す。

陛下の御為、國の為、不用なる我が身が御役に立ちますこと司郎最大の嬉悦を感じます。  
七生報國の覚悟なれば、此の次生まれ来たる時には必ず膝下に参ぜん。祈御健康。

阿部 司 郎  
(原文のまま)

【平成二十六年六月靖國神社社頭掲示】

これまでの特別弔慰金の支給

【戦後20周年】 特別弔慰金国債	【戦後30周年】 第二回特別弔慰金国債	【戦後40周年】 第四回特別弔慰金国債	【戦後50周年】 第六回特別弔慰金国債	【戦後60周年】 第八回特別弔慰金国債	【戦後70周年】 第九回特別弔慰金国債
額面3万円 10年償還	額面20万円 10年償還	額面30万円 10年償還	額面40万円 10年償還	額面40万円 10年償還	額面40万円 10年償還
昭40	昭47 昭54	昭60	平元	平7	平11
	額面3万円 10年償還 特別弔慰金国債に号	額面12万円 6年償還	額面18万円 6年償還	額面24万円 6年償還	額面24万円 6年償還
	第三回特別弔慰金国債	第五回特別弔慰金国債	第七回特別弔慰金国債	第九回特別弔慰金国債	

継続・増額を求め運動を進める特別弔慰金(受給対象者約130万人)

# 全国戦没者遺族代表者会議 (六月十七日／参議院議員会館)

## 宣言

終戦七十周年を迎えようとする今日、先の大戦の記憶が風化し、国民は戦争の悲惨さ、平和の尊さを忘れつつある。また、世界各地では未だ紛争が絶えず、罪のない多くの尊い生命が失われている。二十一世紀を生きるわれわれ戦没者遺族は「二度と戦争をしてはならない。われわれのような遺族を出してはならない」という原点を決して忘れることなく、世界の恒久平和の実現に向けてこれからもたゆまぬ努力を続けていかなければならない。

英霊顕彰の根幹である内閣総理大臣の靖國神社参拝は、平成十八年八月以降途絶えていたが、昨年十二月二十六日、安倍総理は靖國神社に参拝され英霊に感謝の誠を捧げられた。内外の批判に屈することなく、信念を貫かれ、毅然として参拝されたことに對し、戦没者遺族は等しく感謝している。今後も総理、閣僚の参拝が定着化するよう、環境整備に努めていかなければならない。

また、靖國神社は、戦没者と遺族を繋ぐ我が国唯一の追悼施設である。しかるに、昨年の安倍総理の靖國参拝以降、マスメディアや与党内からも靖國神社に代わる新たな追悼施設の建設に向け、真剣な議論を深めるべきだとの意見が出ていることは、誠に遺憾である。これからも政府・国会等の動向を注視し、国立の戦没者追悼施設新設構想が再燃すれば断

# 平成25年度事業報告・決算 諸規程の一部改正などを審議 県連盟第四回理事会



県連盟第4回理事会  
(6月14日：県連盟大会議室)

岡山県遺族連盟は六月十四日(土)、岡山市中区奥市の県連盟大会議室で第四回理事会を開催し、新

法人に移行した平成二十五年年度の事業報告並びに決算、公益目的支出計画実施報告書を審議すると

共に、女性部規程並びに事務局規程の一部改正、第三回評議員会の招集などを諮り、いずれも承認された。

また、各遺族連合会の役員交代や逝去に伴う本連盟役員の一部改選、平成二十七年六月に最終償還を迎える特別弔慰金の継続・増額を中心とした平成二十七年政府予算に対する遺族処遇改善要望事項などが報告された。

なお、第三回評議員会は六月二十八日(土)、県連盟大会議室で開催し、平成二十五年諸会計決算や役員の一部改選などを審議する。

固これを阻止する。一方、一命を国家に捧げられた戦没者の遺族に對する処遇は、国家補償の理念に基づき改善し、戦没者遺族に報いるべきである。

特に、平成二十七年六月十五日に最終償還を迎える特別弔慰金は、過ぐる大戦において公務のために国に殉じられた英霊に思いをいたし、終戦二十周年の昭和四十年から、十年毎の節目の年に、国として改めて弔慰の意を表してきたものである。すなわち、国が戦没者のことを忘れないという証であり、今後

も継続し増額されるよう強く要望する。更には、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実、終戦七十周年を記念しての洋上慰霊の実施、遺骨収集帰還事業の拡充強化等々、戦没者遺族に對する諸問題は今なお多く残されており、その解決は焦

## 謹 哀 悼

岡山県遺族連盟評議員  
岡山市南遺族連合会副会長

浅沼 義廣 氏

五月二十三日逝去 享年七十八歳

前岡山県遺族連盟常任理事

前倉敷市倉敷遺族連合会会長

吉岡 昇 氏

五月二十四日逝去 享年八十四歳

元岡山県遺族連盟常任理事・監事

前和気郡遺族連合会会長

森 雅朝 氏

六月十三日逝去 享年九十四歳

謹んでご冥福をお祈り申し上げますと共に、ご生前のご功績を偲び、会員一同心から哀悼の意を表します。

眉の急を要する。

加えて、高齢化著しい本会の組織を後世代にしっかりと継承していくため、今進めている戦没者の孫・曾孫を中核とした青年部づくりに一層の努力を傾注する。

われわれは、平成二十七年政府予算における概算要求にあたり、ここに全国戦没者遺族代表者会議を開催し、組織の総力を結集してこれら完全実現に向けて邁進する。

右宣言する。  
平成二十六年六月十七日

全国戦没者遺族代表者会議

## 決 議

本日ここに「特別弔慰金継続・増額実現」全国戦没者遺族代表者会議を開催して、総力を挙げて左記各項の実現を期する。

記

- 一、世界の恒久平和を目指し、戦争の悲惨さを戦後世代に語り継ぐこと。
- 一、総理、閣僚等の靖國神社参拝の定着を図ること。
- 一、国立の戦没者追悼施設新設構想は、断固阻止すること。
- 一、戦没者遺族に對する処遇は、国家補償の理念に基づき改善すること。
- 一、特別弔慰金を平成二十七年以降も継続・増額すること。
- 一、慰霊友好親善事業の充実及び、終戦七十周年記念洋上慰霊を実現すること。
- 一、遺骨収集帰還事業等を拡充強化すること。
- 一、組織の強化・存続を図るため、孫・曾孫を中核とした「青年部」の組織化を推進すること。

平成二十六年六月十七日

全国戦没者遺族代表者会議

